

(短期退職時の手数料の返済義務)

丙が入社辞退や自己都合により又は甲が規定する就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、甲の丙に対する対応が、労働関連諸法令に違反し、それを理由に丙が一身上の都合にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。また、丙に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。また、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

入社後甲における休日も含めて 30 日以内の場合：本件報酬の 80%

入社後甲における休日も含めて 60 日以内の場合：本件報酬の 50%

入社後甲における休日も含めて 90 日以内の場合：本件報酬の 20%

入社後甲における休日も含めて 90 日超の場合：返還額なし